

まちづくり局設計書に関する情報提供要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり局において設計書に関する情報を提供するための手続等について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 設計書に関する情報の提供（以下「情報提供」という。）は、まちづくり局施設整備部、登戸区画整理事務所、住宅政策部が発注した契約締結済み工事（軽易工事を除く。）又は委託（予定価格が100万円以下のものを除く。）の金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ）について行う。

(申請)

第3条 情報提供の申請は、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱第2条第1号に規定する電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 情報提供を申請する者（以下「申請者」という。）の氏名及び電話番号（法人その他団体の場合は、その名称、代表者名及び電話番号）

(2) 工事又は委託の件名及び契約番号

2 まちづくり局長（以下「局長」という。）は、前項第2号に掲げる事項が明らかでないときは、申請者に対し、当該事項の補正の参考となる情報を提供するものとする。

(情報提供)

第4条 局長は、前条の規定による申請があったときは、申請者に対し、金額入り設計書の電磁的記録を電子メール等により提供する。

2 前項の規定による提供は、申請があった日から起算して、9日以内に行うものとする。ただし、9日以内に提供できない場合は、延長することができる。その際は、電子メール等によりその旨を通知する。

(通知)

第5条 前条の規定にかかわらず、局長は、情報提供の申請のあった工事又は委託が、第2条に規定する情報提供を行う工事又は委託でないときは、申請者に対し、電子メール等によりその旨を通知する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、情報提供の実施について必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。